

**【新設】（進行年度調整に係る調査結果説明における手続通達の準用）**

16-3-53 法第 69 条第 32 項及び第 33 項（外国税額の控除）の「調査」、「当該職員」及び「実地の調査」については、それぞれ手続通達（平成 24 年 9 月 12 日付課総 5-9 ほか 9 課共同「国税通則法第 7 章の 2（国税の調査）等関係通達」（法令解釈通達）をいう。以下 16-3-53 において同じ。） 1-1（「調査」の意義）から 1-3（「当該職員」の意義）まで及び 4-4（「実地の調査」の意義）の取扱いを準用する。

また、同条第 32 項の規定の適用に当たっては、手続通達 6-1（法第 74 条の 11 第 1 項又は第 2 項の規定の適用範囲）、6-3（「更正決定等をすべきと認められた額」の意義）及び 6-4（調査結果の内容の説明後の調査の再開及び再度の説明）の取扱いを準用し、同条第 33 項の規定の適用に当たっては、8-3（税務代理人がある場合の実地の調査以外の調査結果の内容の説明等）及び 8-5（一部の納税義務者の同意がない場合における税務代理人への説明等）の取扱いを準用する。

（注） 法人税に関する調査の結果、通則法第 74 条の 11 第 2 項（調査の終了の際の手続）の規定による調査結果の内容の説明を行わない場合であっても、法第 69 条第 18 項又は第 19 項の規定を適用すべきと認めるときには、進行年度調整に係る調査結果説明を行うことに留意する。

**【解説】**

- 1 本通達において、法人税法第 69 条第 32 項及び第 33 項で用いられている用語については、手続通達（平成 24 年 9 月 12 日付課総 5-9 ほか 9 課共同「国税通則法第 7 章の 2（国税の調査）等関係通達」（法令解釈通達）をいう。以下同じ。）の取扱いを準用することを明らかにするとともに、これらの規定による調査結果内容説明については手続通達第 4 章第 3 節（調査の終了の際の手続に関する事項）及び第 5 節（税務代理人に関する事項）の取扱いを準用することを明らかにしている。
- 2 法人税に関する調査を行った結果、通算法人の各事業年度（進行年度）において法人税法第 69 条第 18 項又は第 19 項に規定する進行年度調整措置を適用すべきと認める場合には、税務当局の当該職員は、当該通算法人に対し、その調査結果の内容（進行年度調整措置を適用すべきと認められた金額及びその理由を含む。）を説明するものとされている（法 69<sup>㉔</sup>）。  
また、実地の調査により質問検査等を行った法人について国税通則法第 74 条の 9 第 3 項第 2 号に規定する税務代理人がある場合において、同法第 74 条の 11 第 4 項の同意があるときは、当該通算法人への説明に代えて、当該税務代理人への説明を行うことができるとされている（法 69<sup>㉕</sup>）。  
法人税法第 69 条第 32 項及び第 33 項は、国税通則法第 74 条の 11 第 2 項及び第 4 項を参考に措置された規定であることから、その取扱いについては、手続通達の取扱いを準用することを本通達の本文で明かにしている。

3 まず、本通達の本文前段では、法人税法第 69 条第 32 項の「調査」については、手続通達 1-1 及び 1-2 の取扱いを準用することを明らかにしている。すなわち、同項の「調査」とは、特定の納税義務者の課税標準等又は税額等を認定する目的その他国税に関する法律に基づく処分を行う目的で当該職員が行う一連の行為（証拠資料の収集、要件事実の認定、法令の解釈適用など）をいい（手続通達 1-1 (1)）、提出された納税申告書の自発的な見直しを要請する一定の行為など特定の納税義務者の課税標準等又は税額等を認定する目的で行う行為に至らないものは、調査には該当しない（手続通達 1-2）ということである。

また、当該職員が行う一連の行為のうち納税義務者に対して質問検査等を行うことがない調査については、手続通達 1-1 (3)と同様に同項及び同条第 33 項の規定は適用されないということである。

同条第 32 項の「当該職員」については、手続通達 1-3 の取扱いを準用することを明らかにしている。すなわち、同項の「当該職員」とは、国税庁、国税局又は税務署の職員のうち、法人税に関する事務に従事している者ということである。また、同条第 33 項の「実地の調査」については、手続通達 4-4 の取扱いを準用することを明らかにしている。すなわち、同条第 32 項の「実地の調査」とは、法人税に関する調査のうち、当該職員が納税義務者の支配・管理する場所（事務所等）に臨場して質問検査等を行うものということである。

4 本通達の本文後段では、法人税法第 69 条第 32 項又は第 33 項で定められる調査結果内容の説明については、手続通達の第 4 章第 3 節及び第 5 節に定める取扱いを準用することを明らかにしている。

まず、手続通達 6-1 の取扱いを準用するとしているところ、これは、再調査決定や申請等の審査のために行う調査など更正決定等を目的としない調査には、同条第 32 項又は第 33 項の規定は適用されないということである。

また、手続通達 6-3 及び 6-4 の取扱いを準用するとしているところ、これは、同条第 32 項に規定する「第 18 項又は第 19 項の規定を適用すべきと認められた金額」とは、当該職員が進行年度調整に係る調査結果の内容の説明をする時点において得ている情報に基づいて合理的に算定した税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額ということであり、同条第 32 項又は第 33 項の調査結果の内容の説明を行った後、対象事業年度に係る期限内申告書が提出されるまでの間において、当該説明の前提となった事実が異なることが明らかとなり当該説明の根拠が失われた場合など当該職員が当該説明に係る内容の全部又は一部を修正する必要があると認めた場合には、必要に応じ調査を再開した上で、その結果に基づき、再度、進行年度調整に係る調査結果の内容の説明を行うことができるということである。

次に、同条第 33 項は、通算法人への同条第 32 項に規定する説明の手続について、実地の調査の場合には、当該通算法人の国税通則法第 74 条の 11 第 4 項の同意があれば、同法第 74 条の 9 第 3 項第 2 号に規定する税務代理人への説明をもって当該通算法人への説明に代えることができる旨規定しているが、本通達では、手続通達 8-3 の取扱いを準用し、実地の調査以外の調査の場合においても、法人税法第 69 条第 33 項の規定に準じて取り扱う（すなわち、通算法人への説明に代えて代理人に説明する）こととして差し支えない旨を明らかにしている。

また、当該通算法人の同意があるかどうかは、個々の納税義務者ごとに判断することとなる点も、国税通則法第 74 条の 9 第 5 項に係る取扱いと同様であるので、手続通達 8 - 5 の取扱いを準用することとしている。

5 なお、国税通則法第 74 条の 11 第 2 項の調査結果説明と法人税法第 69 条第 32 項又は第 33 項の調査結果説明とでは、適用場面が異なる場合があり得る。すなわち、外国税額控除の税額控除額にのみ異動があり、課税標準及び税額に異動がない場合には、国税通則法上の調査結果説明は行わず、進行年度調整に係る調査結果説明のみを行うこととなる。本通達の注書では、このことを留意的に明らかにしている。